

国の文化審議会

建造物文化財10件を答申

吉野屋(浜松市北区)の4棟など

国の文化審議会(宮田亮平会長)が二十一日、下村博文文部科学相に答申した新たな登録有形文化財(建造物)に、浜松市北区細江町の旧旅館「吉野屋」の四棟、実業家の別荘だった沼津市本の「沼津倶楽部」の二棟と二門、富士宮市宮町の吉沢家住宅煉瓦蔵など計十件が盛り込まれた。官報告示を経て、近く登録される。県内の国登録有形文化財は百九十件になる。

旅館、そのままの形で 吉野屋

吉野屋の建造物群(昭和二十一年〜五〇年)に、昭和二十一年〜五〇年間に建てられた建物で、そのまゝの形で残っているの(主屋、北、南、東の各棟)は、一九二七

地域を治めた気賀近藤家の陣屋跡に建てられ、現在では料理屋として使われている。常葉大の土屋和男准教授(建築史)によると、旅館を目的に建築

材木の使い方や床の間のデザインが装飾的な造りになっている。特に北棟二階の「萩の間」は、天井には竹が籠目状にかぶせられ、欄間には水中で浸食された古材を使うなど、最も意匠が凝らされている。所有者で料理店を営む野嶋良弘さん(六三)は「建築を学ぶ若い人に見学してほしい。少しでも長く残していきたい」と話す。来年の黄金週間に一般公開する予定。(高橋貴仁)



最も意匠が凝らされた「萩の間」がある北棟＝浜松市北区細江町で